

医療法人 慈厚会

ケアプランセンターひかり 運営規定

[目的]

第1条 医療法人慈厚会が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

[基本方針]

第2条

- 1 事業所は、被保険者が要支援状態又は要介護状態等となった場合、その可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われること。
- 2 事業所は、被保険者の要介護認定に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行う。又、被保険者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行う。
- 3 事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業所の連携を得て、総合的且つ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努める
- 4 事業所は、市町村から要介護認定調査の委託を受けた場合は、公平・中立・さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。
- 5 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平・中立に行う。
- 6 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - (1) 委員会の実施
 - (2) 定期的な研修
- 7 事業者は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、（介護保険法第118条の2第1項に規定する）介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 事業所は、感染症や災害が発生した際に業務を継続して行う事が出来るよう具体的な内容を職員間共有すると共に、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
 - (1) 委員会の実施
 - (2) 定期的な研修

[事業所の名称]

第3条 この事業を行う事業所の名称は、『ケアプランセンターひかり』と称する。

[事業所の設置]

第4条 事業所は『茨城県土浦市右糀 1113-1』に事務所を設置する。

[実施主体の名称]

第5条 事業の実施主体は、『医療法人 慈厚会』とする。

[従事者の職種、員数及び職務内容]

第6条

1 管理者 (主任介護支援専門員) 1名

(1) 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。

(2) 他の業務との兼務をしても差し支えない。

2 主任介護支援専門員 1名以上

居宅介護支援専門員 1名以上

(1) 第2条の業務に当たる。

(2) 利用者 44名又はその端数を増す毎に1名を標準とする。

3 職員の資質向上のための研修を確保する。

4 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

[営業日及び営業時間]

第7条

1 営業日は、月曜日から土曜日とし、12月30日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。

2 営業時間は、月曜日から土曜日の午前8：30～午後5：30までとする。

[居宅介護支援事業の提供方法]

第8条

1 居宅介護支援の提供方法、内容は次の通りとする。

(1) 利用者等の相談を受ける場所 事業所の相談室又は利用者宅

(2) 課題分析表の種類 全国社会福祉協議会方式

(3) サービス担当者会議開催場所 事業所の相談室又は利用者宅

(4) 介護支援専門員の利用者訪問頻度 適宜（月1回以上とする）

2 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を常に携帯させ、初回訪問時又は利用者から求められた時はこれを提示すべき旨を指導する。

3 事業所は、被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに市町村の委託の要介護認定調査については、その者の提示する被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめる。

4 介護認定における市町村の委託調査については、調査の留意事項に精通し、住民に公平・中立で正確な調査が行われる事業であること。

5 事業所は、実施地域の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われるよう支援する。

6 要介護認定等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する60日前からできるように必要な支援をする。

- 7 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保健サービス福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- 8 事業所は、正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。但し、利用者が次の事項のいずれかに該当する場合はこの限りでなく、該当する場合には、遅延なく意見を付してその旨を市町村に通知する。
- (1) 法第24条第2項に規程する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。
- (2) 偽りとのその他の不正の行為によって保険給付を受けた場合。又、受けようとしたとき。
- 9 事業所は、利用者の意思に基づいた契約であることを確保する為、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所に位置付けた理由を求めることが可能であることや利用者は複数のサービス事業所の情報提供を受けることができ、その情報内容に対し自由に照会を求めることが可能であることを説明する。また、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付けることは適切ではないことを明確化する。
- 10 事業者は、生活援助中心型の訪問介護サービスを一定回数以上位置づけた場合において居宅サービス計画書を年に1度市町村へ届け出を行う。
- 11 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順を定め周知・啓発に努める。
- (1) 相談に対応する担当者を定め、相談（苦情を含む）に適切に対応するための必要な整備を行う
- (2) 職場におけるハラスメントの内容（利用者又はその家族も含む）及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、被害防止のための取り組みを行う。

[居宅介護支援事業の内容]

第9条

- 1 市町村が行う介護保険訪問調査の委託を受けることができる
- 2 居宅サービス計画の作成
- (1) 居宅介護サービス計画の担当設置
管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 利用者への情報提供
- ① 作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金の情報に提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。
- ② ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る視点から、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合・同一事業所によって提供されたものの割合を介護サービス

情報公表制度において公表することに応じる。

(3) 利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

(4) 居宅サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者、家族の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者についての把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。

(5) 担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービスの担当者から会議の招集、紹介等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

会議の際にはテレビ電話装置等の電子機器を活用して行う事が出来るものとし、利用者又は家族が参加の際には同意を得てから実施する。

(6) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文章により同意を得る。

3 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより実施状況の把握を行い、利用者の課題把握を必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

(2) 引き続き月1回の訪問によるモニタリングを原則とし、要件を全て満たしたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した面談（モニタリング）を行う事ができる。

①利用者の同意を得ること

②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について 主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること

(i)利用者の状態が安定していること

(ii)利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合を含む）

(iii)テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報 を収集すること

③少なくとも 2 月に 1 回は利用者の居宅を訪問すること

4 介護保険施設の紹介等

- (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認められる場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。
- (2) 介護支援専門員は、介護保険施設から退院、退所しようとする要介護者から依頼があつた場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

5 入院時における医療機関との連携促進

- (1) 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療期間に提供するよう依頼する。
- (2) より効果的な連携となるよう、入院時に医療期間が求める利用者の情報を 様式例として示すこととする

[利用料等]

第10条

- 1 事業者は、居宅サービス計画を提供した場合の利用料の額については、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領であるときは、利用者及びその家族から費用負担を行わない。

[通常の事業の実施地域]

第11条 事業所の事業の実施地域については、土浦市、つくば市、かすみがうら市、阿見町とする。

[法定代理受領サービスに係る報告]

第12条 事業所は、毎月実施地域の市町村に対し、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類を交付しなければならない。

[秘密保持]

第13条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその事実上知り得た利用者その家族等の秘密を漏らしてはならない。

[虐待の防止のための措置]

第14条 事業者は事業所における虐待を防止するための責任者を定め、従業者に対する研修を定期的に実施すると共に虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに関係機関への通報を行うものとする。

[その他運営に関する重要事項]

第15条

- 1 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
- 2 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を自由に閲覧できる。
- 3 事業所の介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要又は、当該事業者から金品その

他の財産上の利益を收受してはならない。

- 4 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。

附則 この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。